令和5年度 事前評価について (案)

令和5年度 事前評価について(案)

1 事前評価の実施

令和5年度において、新規に着手を予定している総事業費10億円以上の林野公共事業(施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く)を対象に、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、事前評価を実施した。

事前評価の実施地区数

(単位:地区数)

-	評価実施地区数	
補助事業	治山事業	2
補助事業	森林整備事業	2 7
	計	2 9

2 評価の手法

費用便益分析と併せて、チェックリストを使用することにより、定量的·定性的な効果をもって事前評価を実施。

(1)費用便益分析

整備等に要する経費及び維持管理に要する経費(C)と事業を実施した場合の効果(B)をそれぞれ現在価値で貨幣化し、費用便益比(B/C)を算出する(参考3「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について(概要)」)。

(2) チェックリスト

ア 評価事項として、必須事項(当該事業の目標を達成するための基本的 事項)と優先配慮事項(各事業の実施要領等に定める事項)を設定。

イ 必須事項については、

- ①事業の必要性が明確であること、②技術的可能性が確実であること、
- ③事業による効率性が十分見込まれること等について評価する。

ウ 優先配慮事項については、

①事業の有効性、②事業の効率性や実施環境等に関する事項について、原則として、「A」、「B」、「C」の三段階で評価する(参考3「林野公共事業における新規採択チェックリスト」)。

3 評価の内容

各事業実施地区ごとの評価内容については、資料6「令和5年度民有林補助 治山事業における事前評価結果(案)」資料7「令和5年度森林整備事業にお ける事前評価結果(案)」のとおりである。